

令和2年度から

浄化槽法定検査が変わりました

※10人槽以下の定期検査(浄化槽法第11条)

移行期間を経て浄化槽法で定められた年1回の検査になります
検査の効率化により1回あたりの検査手数料を引き下げました

主な変更点

- ・ 県の浄化槽情報共有システムにより、保守点検及び清掃の記録を事前に確認し現地での検査時間を短縮します。
- ・ 検査実施年を4年周期とし、検査員が4年に1回基本検査を、採水員が4年に3回採水員検査を実施します。
- ・ 問題が認められた浄化槽は、検査員がより詳細なガイドライン検査を実施し当協会と保守点検業者が連携して早期改善を目指します。
- ・ 以上により、検査の効率化を図り1回あたりの検査手数料を引き下げました。
※単独処理浄化槽は、検査員が4年に1回ガイドライン検査を、採水員が4年に3回採水員検査を実施します。

検査手数料

鹿児島県告示：令和元年12月24日第597号

区 分	10人槽以下の定期検査	
	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
採水員検査	3,000円	3,000円
基本検査 ガイドライン検査	5,000円	4,000円

口座振替

(自動引き落とし)
でのお支払いに
ご協力ください。

※行政指導対象の浄化槽は改善されるまで採水員検査の対象とならないため、合併処理浄化槽5,000円
単独処理浄化槽 4,000円のガイドライン検査となります。

公益財団法人 鹿児島県環境保全協会

TEL 099-296-9000

【受付時間】8:30～17:15(平日) FAX: 099-296-9001
〒890-0073 鹿児島市宇宿二丁目9-9

詳しくはWEBサイトをご確認ください
(効率化検査Q&Aも掲載)



[https:// www.kagoshima-kankyou.or.jp/](https://www.kagoshima-kankyou.or.jp/)

定期検査の周期
(4年サイクル)
と検査の内容



4年に1回

基本検査

書類検査	合併 5,000円 単独 4,000円
水質検査	
外観検査	

検査結果に問題がある場合
ガイドライン検査

4年に3回

採水員検査

書類検査	合併 3,000円 単独 3,000円
水質検査	

水質検査結果に問題がある場合
検査員による二次検査
(ガイドライン検査)

大きな問題がある浄化槽は、改善されるまで検査員が毎年詳細なガイドライン検査を実施します。

法定検査は、お使いになっている浄化槽からの放流水の水質基準が守られているか、保守点検・清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査するものです。

浄化槽管理者（浄化槽使用者）の3つの義務

保守点検



浄化槽の機能を正常に保つための点検、調整、修理、消毒剤の補給、送風機の調整などを行います。

法定検査



浄化槽の放流水質（BODなど）が法令に基づく水質基準を満たしているか、保守点検・清掃などの維持管理と浄化槽の使い方が適正であるかを検査します。

清掃



浄化槽内にたまった汚泥、異物などの引き出し及び機器類の洗浄、掃除を行う作業です。